

## まえがき

著者	石川 滋
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	466
雑誌名	開発協力政策の理論的研究
ページ	i-xiii
発行年	1996
出版者	アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00012883">http://hdl.handle.net/2344/00012883</a>

## まえがき

本書は1993、94年の両年にわたるアジア経済研究所の共同研究プロジェクト「開発政策の再検討」の成果である。このプロジェクトは1992年度の共同研究プロジェクト「開発援助政策の理論」<sup>(1)</sup>に続き、わが国の対途上国経済開発援助の政策立案に関して、主として開発経済学の立場から、必要とされる理論的基礎について探究するという目的のもとに進められた。このような研究を思い立ったそもそもの動機は、わが国のODAがその総額において世界のトップドナーの地位に到達しようとしているのに対し、その政策は「要請主義」の名称に象徴されているように受動的かつ非明示的であったことを考慮し、これまで繋がりをもたなかった開発経済学研究と開発協力政策の研究を結びつけることを通じて、わが国が十分な理論的基礎を備え、かつ自主的に形成された独自の援助戦略をもつことが望ましいと考えたことにあった。その後援助をめぐる国際、国内情勢は急激かつ大幅に変化しつつあり、理論的基礎をもつ独自の開発協力政策を準備する必要性はその情勢のもとでますます高まり、かつ緊急化している。本書の研究は微力ではあれ、このような要請に応えるための第一歩にしようというものである。

このまえがきではまず、国際協力の新しい動向とわが国の援助政策の新課題と思われるものについて述べ、次にわが国が抱える課題のなかでとくに理論武装を必要とするトピックを明らかにする。最後に本書の各論文がとりあげたトピックと研究の要点について述べる。

## 1. 国際協力の新しい局面

国際協力の新動向のなかで最も基本的なものは、ソ連邦および共産圏が崩壊したために、それまで西側諸国の対途上国援助を支える政策的土台であった「東西間の冷戦体制」が消失したこと、しかしながらそれに代わる新世界秩序および、西側諸国の対途上国経済協力政策の新たな理念が未だ形成されるにいたっていないことであろう。純経済的視点からみて、ODA はこれまでその正当性を明確にされたことはなく、また先進工業国間で ODA の時々々の支出総額や費用分担の原則および実際について突き進んだ公開の議論がなされたこともなかった。しかし ODA のもつさまざまな不整合性、不透明性は、冷戦体制での「勝利」とそのための協力という政治的・軍事的な「至上命令」のために覆い隠され、本格的な政策的イシューとされることがなかった。新しい世界秩序、ひいては新たな経済協力政策の理念が具体化するまでの過渡期の現在においては、その時期が先進工業国の財政困難の時期にあたっていることもあって、「ODA 疲れ」やそれにとまなう「援助削減」の動きが蔓延している。アメリカでは議会を中心に AID の機構・人員の縮小、対外援助予算の削減が求められている。同じ視点から国際援助機関の見直しの動きもあり、その矛先は世界銀行、IMF にまで向けられている。例外は恒常的な巨額の経常収支黒字国となった日本であり、ここでは黒字還流が国際的に道義的な課題とさえなっていて、ODA の縮小は議題にのぼっていない。しかし ODA のアンタイド化に対する反発から、その増額に対しては国内でビジネスの支持が失われるおそれが出てきた。

途上国を巻き込む世界経済構造の変化のなかで、基本的なもののひとつは開発実績からみた途上国内部での両極分解である。その始まりは1970年代であり、一方の極では先進工業国に仲間入りしようとしているグループ、他方の極ではこの時期以来持続的に1人当たり所得が負の成長をつづけ、そこから抜け出しえないグループ（主としてサブサハラ・アフリカ）がある。これとは

少し異なるマクロ経済的安定性の基準でみると、同じく1970年代以降、とくに80年代に入って途上国の過半が持続的国際収支困難に陥るというできごとがあった。それらの諸国は国際的な慣例によってその救済をIMF、ひいては世界銀行に求めたが、両機関は金融的支援を与えるのと引き換えに安定化プログラムのほか、現行の統制主義の体制を廃棄して市場経済に移行するための「構造調整」プログラムを実施することをコンディショナリティ（政策改訂条件）としてもとめた。「構造調整」を通じての市場経済化は、1980年代末には全途上国に広がった。さらにほとんどすべての旧計画経済国が同じ頃までに市場経済化の波に洗われることになった。しかしこの安定化・構造調整プログラムは、順調に進んで所期の成果をあげたわけではない。危機が「流動性危機」であるよりは「支払い能力危機」であることが明瞭な重債務国では、そこからの脱却は著しく困難であった。しかし重債務中所得国については、1989年以来いわゆる「ブレイディ構想」に沿う国際的な債務削減などの救済措置がとられ小康を取り戻した。また1982年のメキシコによるモラトリアム以降機能停止していた途上国向け民間金融市場も再開された。しかし重債務低所得国に対しては、債務削減などの救済措置は充分でなく、危機は継続中である。

以上のような新情勢のもとでの国際協力政策のあり方については、アメリカの議会および政府、OECDの開発援助委員会、世界銀行、さらにはG7のサミットなどにおいて探求が行われている<sup>(2)</sup>。公表された諸文書によれば、これらの機関の考えた新しい国際協力の理念は、大まかには(1)環境保全を含む意味での「持続可能な開発」、(2)成長および人間開発、社会サービスを通ずる貧困緩和、(3)民主・人権および、(4)市場経済化および民間セクターの拡大、などの項目に収束しつつある。そして実際にもすでに、これらの諸項目は世界銀行その他のドナーの援助決定の際の主要な考慮事項として（援助供与の事実上の「コンディショナリティ」として、また通常のプロジェクト決定にさいする追加的条件としての、環境・貧困などのアセスメントの対象として）とりあげられている。もちろんそれらはまだ、既存の援助政策の枠組みを変えるほど

の動きではない。成長のための投資プロジェクトの金融を中心とし、それに構造調整プログラムの支援を加えた現在の世界銀行の援助の構造がどのように変わるか、また依然として軍事的安定を主張するアメリカの援助形態の決定がどう変わり、その結果援助の地域配分がどのようにになるか、などがこれからの問題である。

## 2. わが国の対応——1992年援助大綱

国際援助情勢の変化に対応して、わが国の援助政策決定機関である4省庁および国際協力事業団、海外経済協力基金などの援助実施機関は、従来の「要請主義」を乗り越え、同時にポスト冷戦の新しい経済協力の方向を探り出すという二重の課題にむけて努力を開始した。その最近までの成果は、文献としては、1992年6月に閣議決定をみた「政府開発援助大綱」（以下、大綱）にかなりよく反映しているようだ。ポスト冷戦の経済協力の方向としては、大綱の「基本理念」（1982年に外務省がまとめた文書では日本のODAの基本理念として「人道主義」と南北間の「相互依存」が謳われていたが、それらに「環境保全」、「平和と繁栄」が付け加えられた）およびそれに基づく4原則（「環境と開発」、「軍事用途への援助の使用回避」、「被援助国の軍事支出・核兵器開発などに注意を払う」、「民主化、市場経済化、人権および自由」）のなかに、前述の国際的なポスト冷戦時代の経済協力の理念探求と一致する目標の記述がみられる。記述が体系的でないために見落とされやすいが、大綱のなかにはさらに、要請主義を乗り越えるための努力を約束したいろいろな言葉が示されている。とくに次の数点が注目されている。

- (1) ODA プロジェクトは、援助受益国の「発展段階」および「開発ニーズ」に応じて決められ、かつ対象分野および有償、無償、技術協力の各種形態の援助の有機的組合わせによりその効果発揮が求められる（1994年版 ODA 白書はこれを「発展段階に応じた援助〈differentiated approach〉と呼んでいるが、内容としてはプロジェクトの選定・審査に際しての「国民経済的アプロ

ーチ」に等しい)。

- (2) ODA と直接投資、貿易が有機的連関を保ちつつ実施され、総体として途上国の発展を促進するよう努める（これはODA 白書では「包括的アプローチ〈comprehensive approach〉と呼ばれているが、上記の「国民経済的アプローチ」の内容の一部をなすものである）。
- (3) 適切な援助プロジェクトを採択できるようプロジェクト発掘・形成のための調査および協力を充実させる。途上国に関する地域研究、開発政策研究、ODA の総合評価などを推進する。
- (4) 途上国の貧富の格差、地域格差の是正に配慮する。
- (5) ODA をめぐり不正や腐敗を惹き起こさないよう配慮する。

以上は新情勢に対するわが国の新援助戦略が、方向としてはすでに大綱において概ね示唆されていることを示している。方向のひとつは、個別援助プロジェクトの決定に際し要請主義をやめて国民経済的アプローチをとることである。いまひとつは新情勢にふさわしい新しい援助目標・援助形態を見出すことだが、これについては国際的に合意をみつつある項目が概ね指摘されている。それではこの新方向はどれだけ実行に移されているだろうか。要請主義克服のための国民経済的アプローチについては、海外経済協力基金や国際協力事業団の努力が目立っている。すなわちそこでは、主要援助相手国ごとの国別援助戦略の研究が開始され、個別援助プロジェクトが総合されてそれぞれの国の開発途上の難問解決に貢献するための研究がなされるとともに、他方では個別プロジェクトがその事前調査から事後評価、その経験のフィードバックを含む全過程（全プロジェクト・サイクル）を通じて有効に機能するよう、工夫されつつある<sup>(3)</sup>。これは重要な前進ではあるが、その努力はアド・ホックに対象を選んでなされており、ルーチン化されるにはいたっていない。ポスト冷戦時代の経済協力の方向については、軍事支出の増大、核兵器開発などを忌避する条項に関するかぎり、政府はときに真剣な取り組みを示しているが、それを組織的に実行に移すための十分な体制がどれだけ整っているかわからない。市場経済化や環境保全、貧困緩和などの新しい援助

目標については（このうち「市場経済化」の目標は、国際的には、前述の「構造調整プログラム」という新しい形態の援助を通じて追求されている）、わが国の援助は手をつけ始めたばかりといってよい。要約すれば、新情勢に対処するわが国の新しい援助戦略は、その方向性について、かなり立派な文章を書くことができたが、その実行について評価する段階にはいまのところいたっていない。しかし実行面が伴わない点については、国際的な動向と大同小異といえるかもしれない。

### 3. 国際協力政策の新しい課題

内外の国際協力情勢の以上のような新動向を念頭に置くとき、わが国が直面している国際協力政策の新しい課題は次の3点であると思われる。

- (1) これまでの「要請主義」において欠落していた、「国民経済的アプローチ」に基づく主要援助相手国ごとの国別援助戦略研究の体制を確立しなければならない。

このアプローチに沿うとき、援助戦略研究は次の数段のステップに分けて実施しなければならない。①当該国の開発情勢、とくに開発イシューの確定、②開発イシューを解決するための（複数の）代替的开发戦略の策定、それぞれを実施した場合の成長シナリオ、③最適シナリオの確定のための相手国との対話、④相手国政府の開発戦略の決定・実施<sup>(4)</sup>。以上はプロジェクト策定とプログラム策定とを問わず必要な研究ステップである。開発援助が証券投資や直接投資と併行して進められているときにも、その適切な組み合わせは同じステップ別研究にあわせて進めなければならない。これらの各項の必要性は大綱でもふれられているが、それを実施するための調査研究の体制（人材の養成・統計や研究成果の蓄積）は一朝一夕にはいかない。過渡的手段を含めて、早急に着手することが必要であろう。

- (2) 国別援助戦略研究の「国民経済的アプローチ」は、このような手順の

策定やそれに沿う研究体制づくりに加えて、わが国自身および近隣アジア諸国の経済開発に関する知見と経験を土台として、自らに納得のいく開発および開発協力の理論を準備し、応用する仕事を含んでいる。

新しい手順、体制に沿って国別研究を開始するとき、現在広く承認をえている理論がわれわれに納得できるものであるならば、この項を国際協力政策の新しい課題と見なす必要はない。しかしすでにしばしば論じたように<sup>(5)</sup>、今日開発経済学の支配的学説であるといわれ、また世界銀行の開発戦略の理論的支柱となっている新古典派経済学によって導かれる開発イシューの理解、開発戦略の提案には、われわれの納得しえないものが多い。今日わが国の官僚、学者の間で広く認められている日本の開発経験も、同様にそれらに対して馴染まないものが多い。問題はわれわれが途上国経済の理解のために不可欠だと考えている生産能力や市場経済システムの低発達という概念や思考の枠組みが新古典派のなかに存在せず、したがってまた開発の進展を考慮しない画一的な構造調整の処方箋を作り出す傾向があることにあるが、そうであればわれわれが直面している緊急課題は、全経済および部門別に、生産能力や市場経済システムの低発達の具体的な形態を明らかにするとともに、その発達の異なった段階に応じて効力を発揮する開発戦略の処方箋を案出することにはほかならない。

- (3) 以上に比べればやや長期の課題として、わが国が真に自主的かつ積極的に国際援助政策を立案し、かつ国際援助コミュニティを先導することができるようになった際の、わが国および世界の途上国援助の目的・形態、援助スコープ、国際的な援助調整、援助費用分担の方法などにつき研究することである。

国別援助戦略研究は漸くこの段階で全途上国援助戦略研究として統合されよう。しかし国際援助コミュニティでリーダーシップをとるためには、国内・国際経済情勢の検討を基礎とするだけでなく、平和・民主・人権・民営化などの問題について国民的基礎をもつ明確な政策



をもたねばならない。国際公共財としての援助のスコープ・費用分担などについての積極的提案を行うことも望ましい。

#### 4. 本書の目的と概要

本書を構成する7つの論文は、わが国開発協力政策の上記3項の新課題のうち専ら第2項、すなわちわれわれ自身の開発および開発協力の理論を準備し、応用するという課題に取り組んでいる。第1の課題の国別援助戦略研究体制づくりについては、少なくとも国別の経済調査に始まる多段階ステップの研究方法に関し、われわれはすでにエジプトおよびベトナムの国別援助戦略研究のなかでひとつの解決案を見出し、サンプルとして発表することができた<sup>(6)</sup>。第3の課題については将来の課題として残しておいてよい。

本書の7論文は総論的な2つの章(第1, 2章)と財政金融(第3, 4, 5章)、企業家精神(第6章)、およびプロジェクト評価(第7章)をそれぞれ扱った各論的な5つの章から成っている。以下、各章の概要を記す。

##### 第1章 「開発経済学から開発協力政策へ」(石川滋)

本章は1980年に世界銀行により創設され、新情勢下の新形態の開発援助のさきがけとなった「構造調整プログラム」を取り上げ、そのプログラムが包括する安定化、構造調整(実質は市場経済化)および開発の3つの局面についての世界銀行の政策の批判的検討をふまえてわれわれ自身の代案を示すことを最高の目的としている。しかし、両者の違いはそれぞれの政策の背景をなしている開発経済学の基本的仮定の違いに由来しているのであり、本章では世界銀行の政策のよってたつ新古典派的な仮定が想定しなかった市場経済システムの低発達、それを補完するシステムとしての慣習経済の作動、さらには低生産性と一部生産要素の不完全雇用などのわれわれが求めている諸概念を明らかにすることにいまひとつの目的をおいている。このような本章の研究はきわめて大胆に開発経済学から開発協力政策への橋渡しを狙うものであ

るが、その狙いが実現する核心部分は、生産諸力のみならず市場経済発達  
の段階論を政策分野別に展開することであり、そのうえでそれぞれの段階に  
適合する市場経済の育成・強化の具体的措置を示すことである。これは本章  
ではまだ十分に果たされていないが、その試論は国有企業発展の段階論および  
それに基づく国別処方箋の形で示されている。なお本章は市場経済化政策の  
対象とされている途上国の現経済体制を「統制主義経済体制」と名づけ、移  
行過程の「計画経済」がそのひとつの特殊ケースだとみて、移行経済の経験  
を構造調整の研究に多用している。

## 第2章 「市場経済の形成過程と経済学パラダイム

### —開発経済学の新視角を求めて— (大野健一)

本章は、新しい国際情勢のもとで途上国の開発や市場移行に関するより有  
効な政策支援の途を探求すること、そのための出発点としての世界銀行の開  
発支援戦略およびその理論的基礎としての新古典派開発経済学のパラダイム  
の批判的吟味を行うことなど、前章とほとんど同じ問題意識をもって書かれ  
ている。しかし研究対象は、政策次元でなく、専ら理論次元に絞られ、その  
次元においても、究極の狙いは経済的要因とともに制度的要因を含む、体制  
移行の開発経済学の提案にまで拡充されている。すなわち、研究の中心に据  
えられた新古典派開発経済学の批判においては、途上国経済の組織のなかに  
市場経済の枠組みの低発達という事実認識が欠落しているというだけでな  
く、より基本的に、その「制約条件下の極大化」を追求する方法が体制移行  
の本質である新旧社会システムの相互作用を伴う交替という事実を捉ええな  
いのだと主張する。このような体制移行のモデル構築の方向性が探求される。  
試論として示された伝統部門、計画部門、市場経済部門の間の労働移動モデ  
ル（それ自体は最近有名になったサックス＝ウーの中ソ比較モデルを修正したもの）  
を用いての体制移行の制度的条件の検討は、わかりやすい。新パラダイムの  
設計の構想は遠大であるから、そこから直ちに具体的な政策指針をうること  
はできないが、分析は深くかつ整合性があり、有益である。

### 第3章 「財政と経済発展—ベトナムのケース—」(田近栄治)

財政金融政策を扱う第2部に入って、まずこの章は、ベトナムという低所得・低貯蓄(1人当たりGNP150ドル,粗国民貯蓄7.9%,1990年)でかつ金融仲介など市場経済制度が低発達である国で、経済発展のための原資を国内で求めることがいかに困難であったかについて説明を試みる。そもそも計画期における貯蓄の動員、配分の仕組みがこの初期条件の特徴を反映したものだ。すなわちその仕組みは、農産物の低価格買付けや自国通貨の過大評価を通じて国営企業に経済余剰を集中させ、それを財政に上納して再配分させるメカニズムであった。しかしそのメカニズムは農業生産部門および国営企業部門の双方をインセンティブの喪失を通じて、低生産性の罠に陥れた。1986年以後、とくに89年の自由化、市場経済化はこの罠からの離脱を狙うものであったが、低生産・低貯蓄の改善に手を付けないままの体制改革は実効をあげなかった。価格自由化はまず農産物価格の高騰をもたらしたが、生産の伸びはわずかであり、その結果実質賃金の急上昇がもたらされ、国営企業の貯蓄創出機能が失われた。補助金支出増ないしは中央銀行による国営企業の赤字補填のための信用供与が常態となり、経済発展のためにはさらに強くインフレに依存することになる。国民の貯蓄意欲はますます減衰する。この論文は少なくとも暫くは租税による強制的な資金調達を行わねばならぬとして、ベトナム財政および1990年に着手された税制改革に対して専門的な考察を加える。

### 第4章 「経済発展過程における金融改革—韓国的事例研究—」(伊東和久)

本章は、世界銀行の構造調整プログラムのなかの金融改革に関する提案を取り上げ、その理論的拠り所がショウ＝マッキノンの金利の自由化による「金融的抑圧」の解除におかれていることに対して、主に2つの側面から批判を加えている。ひとつはスティグリッツらの金融市場における「情報の非対称性」の理論に依拠したうえでの低金利、信用割当の正当性の主張である。よく知られているように、1950年代、60年代には開発過程の望ましい金融政策

としては低金利による工業化金融の実施が主流であったが、70年代にシヨウ＝マッキノン理論がそれに代わり、やがてそれは世界銀行の構造調整プログラムの一翼を担うようになった。金利の市場均衡水準への引上げによる貯蓄増大、増大した貯蓄の市場を通ずる効率的な産業間への配分の主張がそのプログラムの狙いに合致した。1990年代に登場したスティグリッツの視点では、高金利は借り手をしてよりリスクなプロジェクトを選択させ（モラル・ハザード）、またデフォルトしそうにない安全な借り手の退出を促す（逆選択）から、銀行はその利益を最大化するためには、市場均衡の高金利はさけてより低利を選び、借り手の割当を行うことを選ぶことになるはずである。この考えはその後次第に有力になり、世界銀行の『東アジアの奇跡』さえ、この視点を受容する姿勢を示した。批判のいまひとつの側面は、金融改革の処方箋が画一的であってはならず、その国の金融市場の発展段階のいかんで違った内容とならねばならぬというものである。本章では、ガーリー＝シヨウの金融的発展論の段階区分を韓国の経験に基づいて再構成したモデルを用いてこの議論がなされている。そのなかでは途上国の低金利支配、それと並存する金融市場の二重構造も、政策的に形成されたものでなく、貯蓄率一般、とくに政府・企業貯蓄が低位にある早期の段階において最大の資金需要者である政府がいわば購買独占的に低金利を設定したところから出現したことが示唆されている。発展過程での私債市場の存在とその役割が強調されている。

## 第5章 「発展途上国における金融的発展」（小松正昭）

本章の問題関心は前章のそれとよく似ており、いずれも構造調整プログラムのなかの金融システム改革を対象として世界銀行の処方箋の現実適合性を問題にしている。しかし前章は韓国のケースに強い関心をもっているために、韓国の金融発展段階とその政策金融への強い志向を背景として、シヨウ＝マッキノンの「金融的抑圧」仮説に対するスティグリッツの批判の研究に重点をおいた。これに対して、本章はアジア諸国の全体にわたる金融的発展（ガーリー＝シヨウの意味での）の比較対照に実証的関心をよせている。そのひと

つの帰結として、第1章でみたような金融改革の処方箋の有効性がそれが対象とする経済の金融的發展の段階との適合性により決まるという主張に有力な裏づけの議論を与えることになった。実証的な材料がさらに集積されることが期待される。

## 第6章 「開発経済学と企業者機能

### —韓国経験の素材として— (野上裕生)

ここで韓国経験の背景として取り上げられた企業家の問題は、低発達の「市場経済」を育成強化する政策を見出そうとするとき、客体的な市場や組織の育成強化とならんで主体的な側面の政策が核心を形成することからくる。しかし開発途上において真に希少な存在である企業家とはどのようなものか。どうしてあらわれるか。本章は着想をライベンシュタインの1968年論文にもとめ、開発早期においてはそれはシュンペーター的な企業者（それをN-企業家と呼ぶ）であり、産業の発達が高度化し、企業が大規模化した後にはその役割は組織人としての経営者（組織の各部分を担当する経営者および技術者）に分化すると主張する。ライベンシュタインの企業者概念は市場が常に不完全、不完備であるとする彼の年来の観察に由来している。労働契約が投入産出関係を厳格に規定していないことについては知られている。生産関数は完全に識別することができない。市場はすべての財・サービスについて完備されているわけではない。そのような状況下でそれらの欠落を埋め、市場機会を創り出すのが企業家である（これは中国の「郷鎮企業」の発生経緯を想起させる）。韓国の1960年代以降の経験において、N-企業家および組織人としての経営者をつきとめるのが次の仕事である。

## 第7章 「プロジェクト評価の新視角

### —成長論的プロジェクト評価論の視角— (今岡日出紀)

本章の筆者は途上国の持続的成長がその国内投資率に見合った国内貯蓄率の上昇によってのみ実現されるという考えから出発して、これまでの慣行的

なプロジェクト評価法の静学的組み立てに見直しを与えること、とくにこれまで社会的効用ないしは所得の最大化におかれていた評価基準を、貯蓄供給の最大化、ひいては望ましい最大の持続的成長の実現への貢献に切り替えることを企てた。手がかりとしたのは貯蓄・資本形成の概念を取り入れた伝統的プロジェクト評価の再検討に関するコーデンおよびジョーシの先駆的論文である。本章ではさらにこの動学的志向をもつプロジェクト評価論に対してより一般的な動学的発展モデルの枠組みを与えておきたいという念願のもとに、貯蓄・投資バランスと輸出入バランスを不均等な形で組み込んだチェネリー＝ブルーノらのいわゆるツー・ギャップ・モデルをフィンドレーの作図によって紹介する。さらにASEAN諸国の貯蓄増強に関するデータを用意し、それからのツー・ギャップ・モデルに沿う解釈を示す。

終わりにこの先駆的であり、したがってまた失敗のリスクの多い研究プロジェクトを寛容な態度で3年間にわたり支持されたアジア経済研究所に対して心からの感謝を捧げたい。研究過程で川口融理事、清水学総合研究部長からは絶えざる激励と貴重な批判、コメントを与えられた。伊東和久主任調査研究員は幹事として容易でないまとめ役を果たされた。共同研究者の各位は、研究成果の発表を次の機会まで見送られた方々も含め、積極的に定例研究会の討議に参加され、プロジェクトの推進に貢献された。また、研究プロジェクトには現地調査が生まれ、私自身の場合はそれによりはじめてロシアを訪問し、発達した社会主義経済からの移行経済の側面にふれることができた。これらについて特記し、厚く御礼申し上げる。

1996年3月

石川 滋

[注] \_\_\_\_\_

- (1) その成果は1994年3月、石川滋編『開発援助政策の理論』（アジア経済研究所所内資料、経済協力調査室No. 5-1）としてまとめられた。そのうち石川の報告は多少の手直しのもの「構造調整—世銀方式の再検討—」（『アジア経済』第35巻第11号、1994年11月）として発表された。
- (2) アメリカ議会および政府の新政策の探求は、「ハミルトン報告」、「ウォルトン報告」および、「1994年平和・繁栄・民主主義法案」などにみることができる。杉浦光「米国における最近の援助政策改革論議の歴史的位置づけ」（『開発援助研究』〈海外経済協力基金〉2-2、1995年）にその紹介がある。また世界銀行グループ「世界銀行グループ：過去の教育と将来の展望」世銀東京事務所、1994年／Halifax Summit, *Review of International Financial Institutions*, Background Document, June 15-17, 1995, など参照されたい。
- (3) 『海外経済協力基金年次報告書 1995』 pp. 16-17／『国際協力事業団年報 1995年』 pp. 28-29.
- (4) 国際協力事業団『エジプト—国別援助研究会報告書』1992年4月／同『ベトナム—国別援助研究会報告書』1995年4月。
- (5) Shigeru Ishikawa, "Structural Adjustment Policy: Asian Experience," in G. M. Meier ed., *From Classical Economics to Development Economics*, London: Macmillan, 1994.
- (6) 注(4)を参照。